

2 福保健感第 5 0 2 号
令和 2 年 5 月 2 8 日

各特別区保健衛生主管部長 }
八王子市保健衛生主管部長 } 殿
町田市保健衛生主管部長 }

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供について

平素より、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から発出された令和 2 年 4 月 3 0 日付健感発 0 4 3 0 第 3 号
「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医
療の提供について」(以下「厚生労働省通知」という。)に基づき、都では下記のとおり医療
費の公費負担を行うこととしました。

ついては、下記のとおり御対応くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、医療機関等に対しましては、都から別途通知することを申し添えます。

記

1 概要

新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方
で、症状がない又は医学的に症状が軽い方(以下「軽症者等」という。)が、令和 2 年 4
月 1 日以降に宿泊療養又は自宅療養中に受けた新型コロナウイルス感染症に係る医療
(往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含
む。)に係る費用について、保険給付後のなお残る自己負担額を都が負担する。

2 対象となる医療

厚生労働省通知第 1. 2 のとおり

※初再診料のほか、指導料も公費負担の対象となります。

3 対象額

厚生労働省通知第 1. 3 のとおり

4 公費負担の対象となる者

宿泊療養又は自宅療養を行う新型コロナウイルス感染症の軽症者等であり、保健所が医
療機関等と事前に受診調整を行った者(※)

(※) 厚生労働省通知第2. 2に記載のとおり、必ず保健所において事前の受診調整をお願いします。また、軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中であることを医療機関等が判別できるようにするため、宿泊療養中又は自宅療養中であることが分かる書面を受診時に医療機関等に提示するよう、軽症者等に対して事前に御説明願います。書面の具体例は、厚生労働省通知を参考にしてください。

5 公費負担の方法

(1) 令和2年4月診療分

対象となる医療を受けた本人からの請求に基づき、都がその費用を本人に償還します。支払事務は東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課で行いますので、各保健所におかれましては、該当の患者に対し、以下の点について御周知をお願いします。

【請求に必要な書類】

- ・療養費支給申請書
※請求及び受領の権限を他者に委任する場合は委任状も記入
- ・医療機関等受診の際の領収書など、費用の確認ができる書類
- ・口座振替依頼書

【請求書等の送付先】

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課指導調整担当宛て

(2) 令和2年5月診療分（6月請求分）以降

医療機関等は、当該医療に係る自己負担額を当該軽症者等から徴収せず、審査支払機関に公費負担請求を行います。

ただし、令和2年5月診療分であっても、患者が医療機関等に既に自己負担分を支払っている場合は、上記（1）の対応となります。

公費負担者番号等、診療報酬明細書の記載等に関することは、令和2年4月30日付保医発0430第4号厚生労働省保険局医療課長通知のとおりです。

6 公費負担の対象者リスト提供のお願い

都の支払事務において、公費負担の対象者を突合するため、宿泊療養（都が実施主体のものを除く。）及び自宅療養中の軽症者等のうち、医療機関等を受診した患者の情報を御提供願います。毎月10日までに前月分の情報を、別紙様式により以下のアドレス宛て送付願います。4月分は、5月分と併せて御提出ください。

◇提出先メールアドレス：kansen_shidou@section.metro.tokyo.jp

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課
指導調整担当 (TEL03-5320-4381)